

大宮駅周辺地域・さいたま新都心駅周辺地域
都市再生安全確保計画

平成31年3月

大宮駅周辺地域・さいたま新都心駅周辺地域
都市再生緊急整備協議会

目次

第1章 都市再生安全確保計画について.....	1
1.1 計画の背景と意義.....	1
1.2 計画の対象範囲.....	3
1.3 対象となる施設等.....	4
第2章 地域の現状と想定される被害状況.....	5
2.1 地域の現状.....	5
2.2 想定する被害のシナリオ.....	16
2.3 滞在者等の安全確保の課題.....	24
第3章 都市再生安全確保計画の目標.....	25
3.1 安全確保の目標.....	25
3.2 安全確保の基本的な方針.....	26
第4章 都市再生安全確保計画を実現するための事業及び対応策..	27
4.1 都市再生安全確保施設の整備.....	27
4.2 滞在者等の安全の確保のために必要な事項.....	29
4.3 都市再生安全確保計画の事業とりまとめ.....	31
第5章 計画の推進.....	34
5.1 計画の管理・更新.....	34
5.2 事業の推進.....	34

第1章 都市再生安全確保計画について

1.1 計画の背景と意義

(1) 計画策定の背景と目的

平成 28 年 3 月に国で策定した「首都圏広域地方計画」において、大宮駅周辺とさいたま新都心駅周辺は、東日本の玄関口機能を果たすとともに、首都直下地震の発災時には首都圏の機能をバックアップするための最前線として、防災機能の重要性が位置付けられたところである。

また、「大宮駅周辺地域」では、平成 29 年 8 月に国から都市再生緊急整備地域に指定を受けたところであり、その「地域整備方針」の中で、ハード整備に併せて「大規模災害発生時における駅周辺の滞留者等の安全確保に資する退避施設、備蓄倉庫、情報伝達施設等の整備を推進する」ということが定められたところである。

大宮駅は1日約 69 万人の利用がある中、都市再生緊急整備地域の指定に伴い、駅周辺においては、今後、更なる開発を伴う都市整備が期待されていることから、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るために、ハード・ソフト両面から幅広い防災対策を盛り込んだ都市再生安全確保計画を策定する。

なお、都市再生安全確保計画を作成するにあたっては、防火・耐震的にも信頼性の高い都市となっているさいたま新都心の都市資源を有効に活用していくことで、より高い安全性の確保が期待できることから、両都市再生緊急整備地域を一体のものとして都市再生安全確保計画を策定することとする。

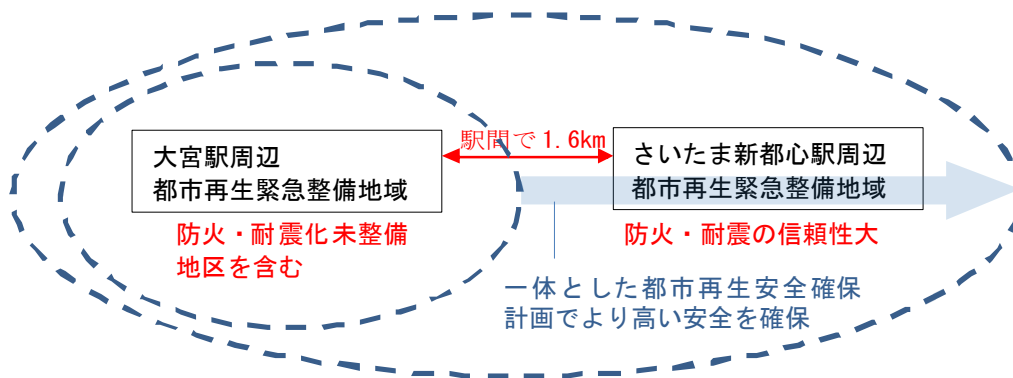


図 1.1 2 地域一体の計画概念図

(2) 計画策定の意義

① 地域の防災性能の向上

対策としては、ハード・ソフト両面からの事業が想定されるが、地域の実情・特性に応じた計画、着手可能なエリア・対策からの取組とすることで、地域の防災性能の向上が見込まれ、人的被害等の抑制と災害時の地域内での混乱の抑制につながると考えられる。また、地域の混乱や人的被害等を抑制することは、帰宅困難者等の一時滞在や帰宅の円滑な支援、人命救助等の応急対応の円滑な実施に資するものであり、応急復旧作業への速やかな着手にもつながると考えられる。

② 民間事業者の防災の促進

行政だけで都市再生緊急整備地域内の帰宅困難者を始めとする滞在者等の安全確保を図るためには限界があることから、民間事業者における取組が不可欠である。そのため、地域の特性・現状や発災後の想定される状況を踏まえ、民間事業者が関連する防災・減災対策を行うための指針や施設機能の明確化を図ることで、民間事業者による防災対策の促進につながる。

③ 地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化

都市再生安全確保計画に基づく事業等の実施により、地域の防災性能が向上することは、立地企業の人的資源（従業者）の保護につながり、ひいては事業継続性の確保が可能となる。また、対象地域内は、効率的で効果的な対策が講じられるため、各企業の事業継続性の向上に資するだけでなく、「災害に強い都心エリア」としてのブランド力・価値の向上につながり、ひいては都市の国際競争力の強化につながる。

1.2 計画の対象範囲

計画の対象地域は、都市再生特別措置法の記述に基づき、都市再生緊急整備地域とする。

【都市再生特別措置法 第十九条の十五】

協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路（以下「退避経路」という。）、一定期間退避するための施設（以下「退避施設」という。）、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。以下同じ。）その他の施設（以下「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）を作成することができる。



図 1.2 計画の対象範囲

1.3 対象となる施設

本計画の対象となる施設は、都市再生特別措置法に基づき、以下の「都市再生安全確保施設」とする。

- 退避施設：一定期間退避するための施設
 - ・一時退避場所：上記の中でも発災直後の安全を確保するために一時的に退避する場所（オープンスペース）
 - ・一時滞在施設：一時的に退避した後一定期間留まるための屋内施設
- 退避経路：滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路
 - ・避難経路：特に一時退避場所から一時滞在施設へ移動する経路
- 備蓄倉庫：計画の対象となる滞在者等のための飲料水等必要物資を備蓄する倉庫
- 非常用発電機：消防法、建築基準法に基づく防災設備に加え、大規模地震時の業務継続に必要な電気確保のための防災用・保安用共用発電機、あるいは保安用発電機（ポータブル発電機等含む）
- 情報提供設備：滞在者等へ情報伝達を行うための情報提供手段（通信設備含む）
- 耐震性貯水槽（タンク）：耐震性を確保した災害時の飲料用貯水タンク

第2章 地域の現状と想定される被害状況

2.1 地域の現状

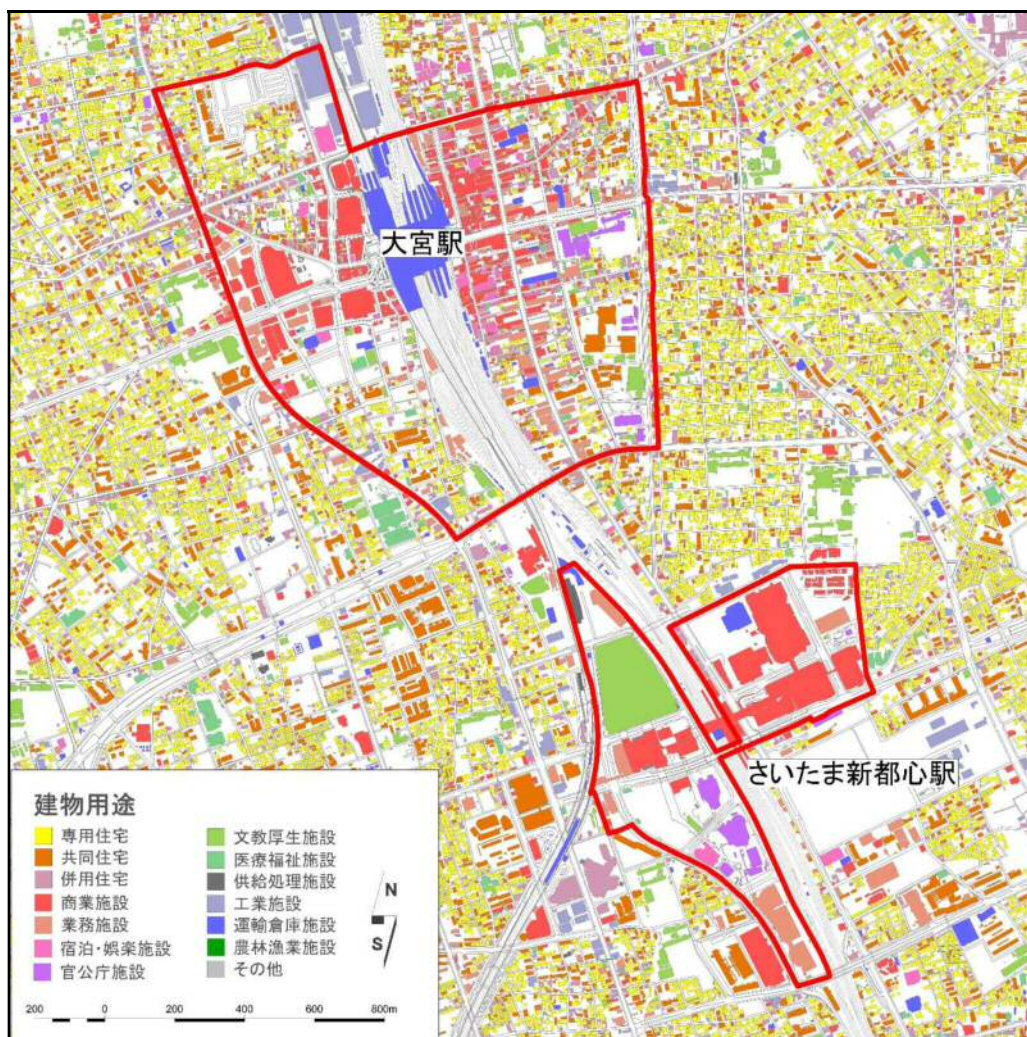
地域の現状について、建物やライフライン、人口、開発動向等を以下に整理する。

(1) 建築物の状況

① 建物の用途

対象地域における建物用途の分布は、以下のとおりである。

- ・ 駅周辺に商業施設が多く分布。
- ・ 官公庁施設も駅周辺に分布。
- ・ その他、共同住宅や文教厚生施設が点在。



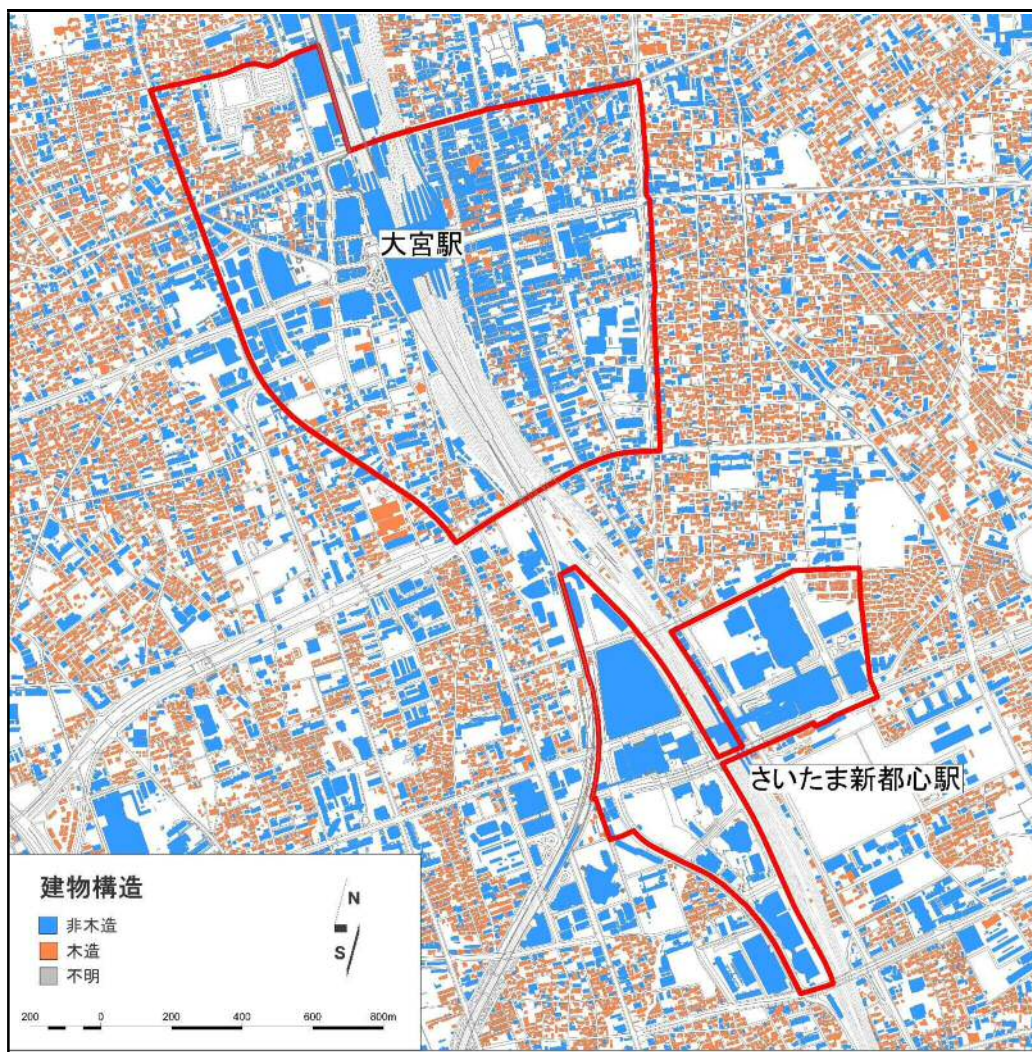
(出典) さいたま市都市計画基礎調査 (平成 28 年度)

図 2.1 建物用途の分布

② 建物構造

対象地域における建物構造の分布は、以下のとおりである。

- ・対象地域内は非木造が大勢を占める。
- ・大宮駅周辺には木造も点在。
- ・対象地域外周辺に木造家屋が多く分布。



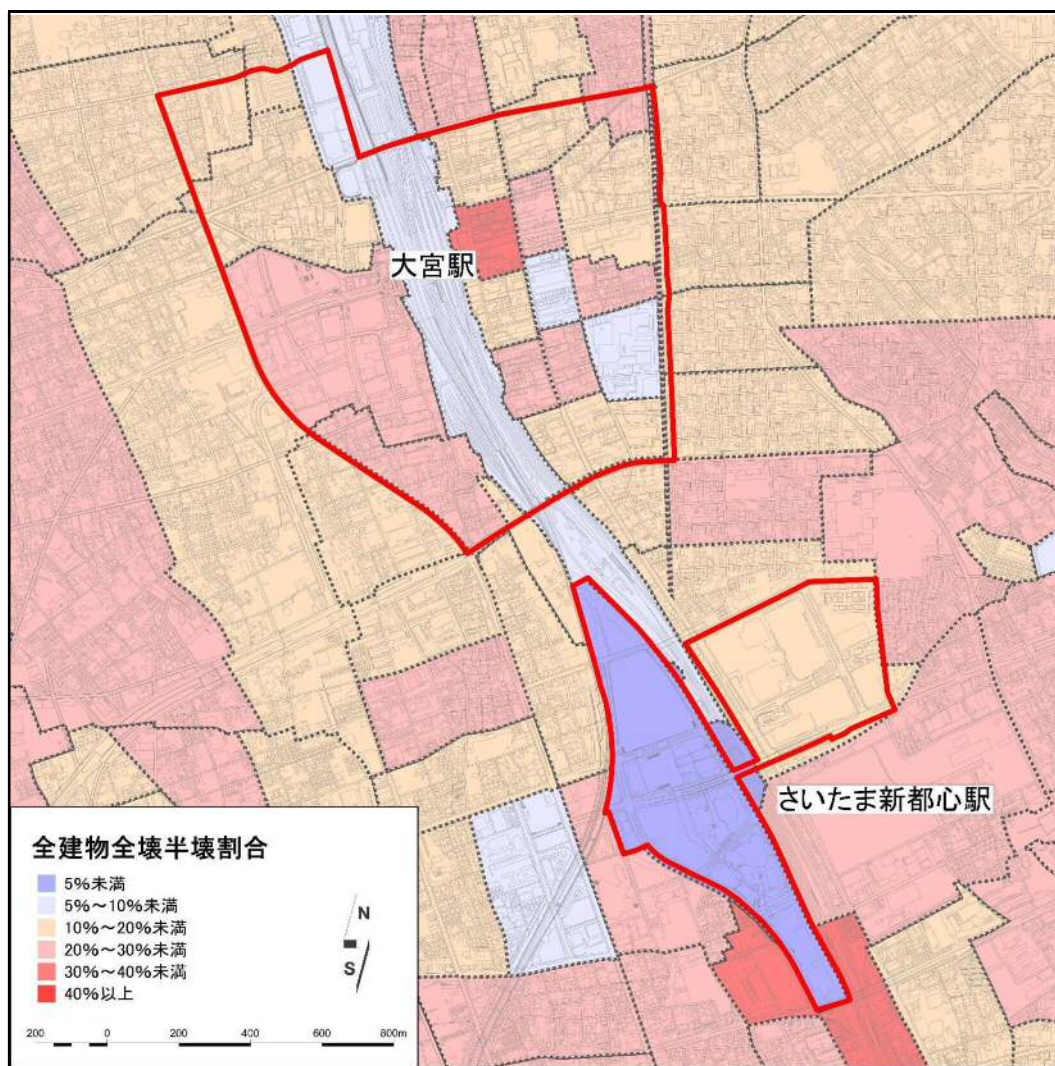
出典：さいたま市都市計画基礎調査（平成 28 年度）

図 2.2 建物構造の分布（木造/非木造）

③ 全建物全壊半壊割合

対象地域における全建物全壊半壊割合の分布は、以下のとおりである。

- ・ 大宮駅周辺は多くが10～30%の分布。
- ・ さいたま新都心駅東側は10～20%であるが、対象地域外の影響あり。



出典：さいたま市被害想定調査（平成 26 年 3 月）

図 2.3 全建物前回半壊割合

○木造建物割合

- ・ 大宮駅周辺は木造割合が大方50%未満であり、東側エリアは20%未満の町丁目も分布。
- ・ さいたま新都心駅西側は約5%、東側エリアは割合が高いが、対象地域外の木造が影響。

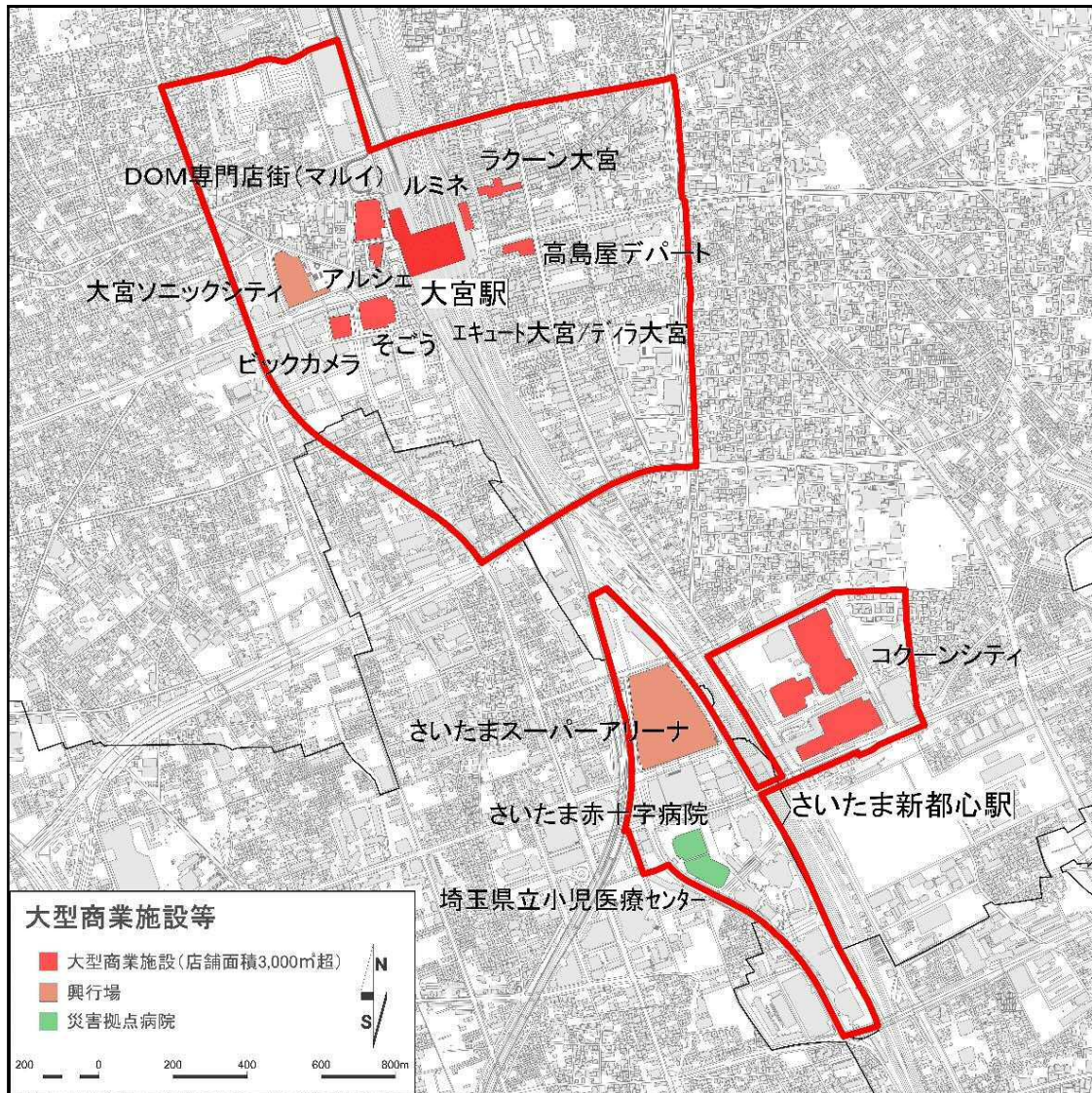
○木造全壊半壊割合

- ・ 大宮駅周辺は木造建物が多くはないものの、木造全・半壊割合が30～40%以上と高い。
- ・ さいたま新都心駅東側は20～30%であるが、対象地域外の被害による影響が大きい。

④ 大型商業施設等の立地箇所

対象地域における大型の商業施設や興行場、災害拠点病院の立地箇所は、以下のとおりである。

- ・ 駅直近に大型商業施設が立地。
- ・ さいたま新都心駅には、災害拠点病院（さいたま赤十字病院、埼玉県立小児医療センター）やさいたまスーパーアリーナが近接。



出典：さいたま市都市計画基礎調査（平成 28 年度）

図 2.4 大型商業施設等の立地箇所

(2) ライフラインの防災性能

ライフライン各企業者及びさいたま市により、本対象地域を含む市全域において、防災対策に関する以下のような取組が推進されていることから、信頼性は高いと想定される。

○都市ガス施設

- ・ 既設設備の重要性を考慮した計画的取替え・補強等（大宮駅東口においては中圧ガス導管が敷設されておらず、今後の開発に合わせて整備されることが望ましい。）
- ・ 低圧導管網のブロック化と低圧整圧器の感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器の遠隔遮断装置の設置推進
- ・ 災害対策用資機材の確保と調達体制の整備

○LP ガス施設

- ・ 災害時の出動体制の整備と必要資機材等の整備・保管
- ・ ガス漏れ等の24時間体制の集中監視システムやガス漏れ防止器具の設置推進

○電気施設

- ・ 関連指針・基準等に基づく耐震対策
- ・ 共同溝・電線類地中化の推進

○電気通信設備

- ・ 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- ・ 迅速な復旧と防災・連携体制の確立

○上水道施設

- ・ 既存施設の耐震診断等と計画的耐震化
- ・ 応急給水及び応急復旧の諸施策推進

○下水道施設

- ・ 対策優先順位に応じた管路施設・処理場・ポンプ場施設の耐震化推進

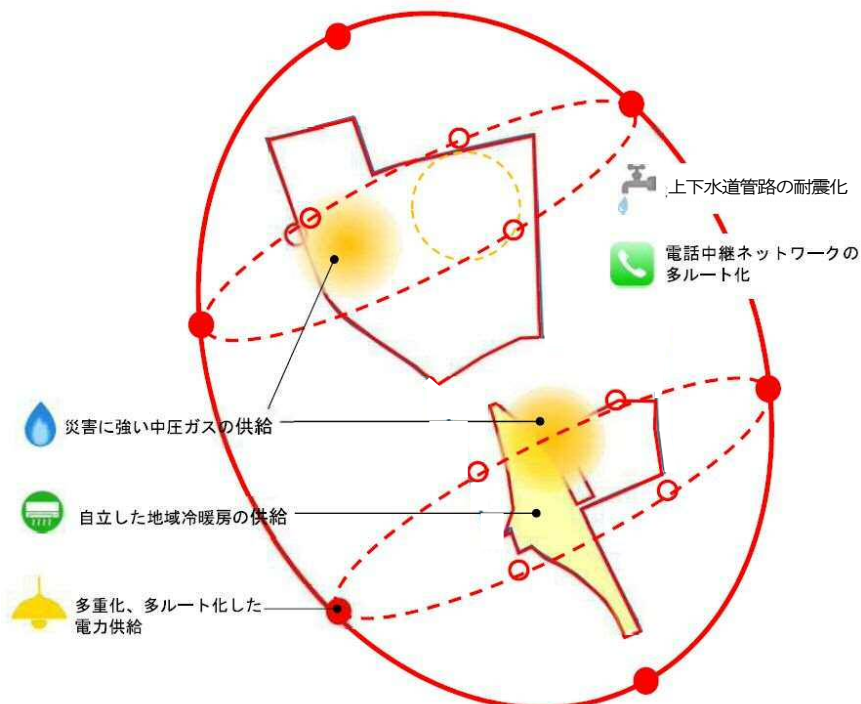


図 2.5 ライフラインの地震対策と供給イメージ

(3) 地域の人口

本計画では、地域住民を始め、地域外からの通勤者や買い物客など、本地域に滞留する全ての人が対象となることから、それら人口を把握するため、現時点で最新となる、東京都市圏パーソントリップ調査(H20)を用いることとし、町丁目ごと、時間ごとの滞留者数を算定した。以下にその結果による滞留人口を示す。

対象地域内では、13時台がピークとなり、68,911人の滞留者が存在している。

表 2.1 地域・時間帯別滞留人口

地域	町丁名	滞留人口				
		12時	13時	18時	24時	
大宮駅周辺 対象地域	西側	中央区上落合9丁目	846	832	866	805
		大宮区桜木町1丁目	15,710	15,814	11,435	726
		大宮区桜木町2丁目	4,368	4,899	4,566	1,397
			20,924	21,545	16,866	2,928
	東側	大宮区吉敷町1丁目	1,701	1,647	1,900	523
		大宮区下町1丁目	802	822	820	328
		大宮区下町2丁目	355	355	388	239
		大宮区下町3丁目	579	539	222	30
		大宮区仲町1丁目	728	873	1,333	587
		大宮区仲町2丁目	1,913	1,891	1,445	125
		大宮区仲町3丁目	1,227	1,260	645	352
		大宮区大門町1丁目	3,210	3,255	1,931	0
		大宮区大門町2丁目	1,250	1,098	1,184	117
		大宮区大門町3丁目	3,660	3,619	2,715	1,073
		大宮区宮町1丁目	2,702	2,717	2,593	254
		大宮区宮町2丁目	1,777	1,662	1,294	638
			19,901	19,737	16,468	4,265
		合計	40,825	41,282	33,334	7,193
		さいたま新 都心駅周辺 対象地域	西側	中央区新都心	22,925	22,831
	22,925			22,831	16,451	205
東側	大宮区吉敷町4丁目		4,833	4,798	3,069	1,238
			4,833	4,798	3,069	1,238
合計	27,759	27,629	19,520	1,442		
総計		68,584	68,911	52,854	8,635	

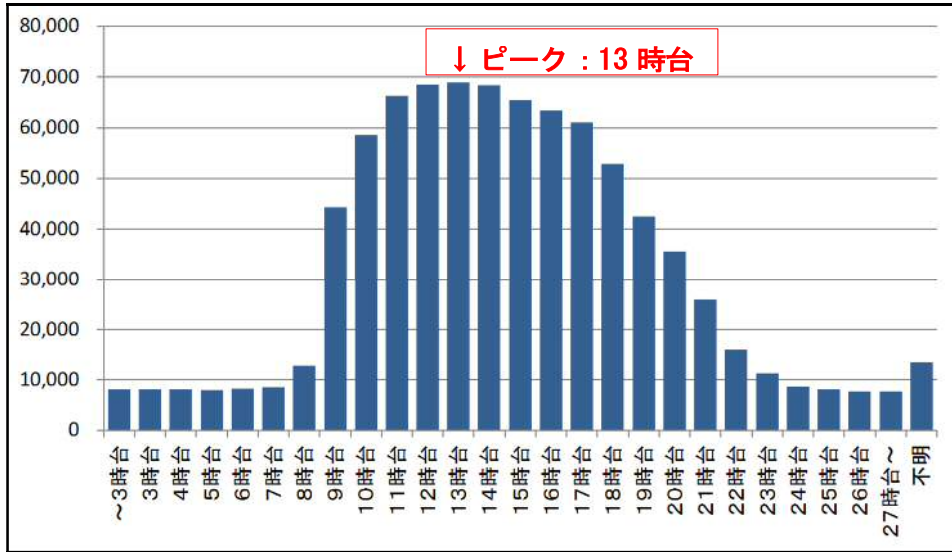


図 2.6 時間帯別滞留人口

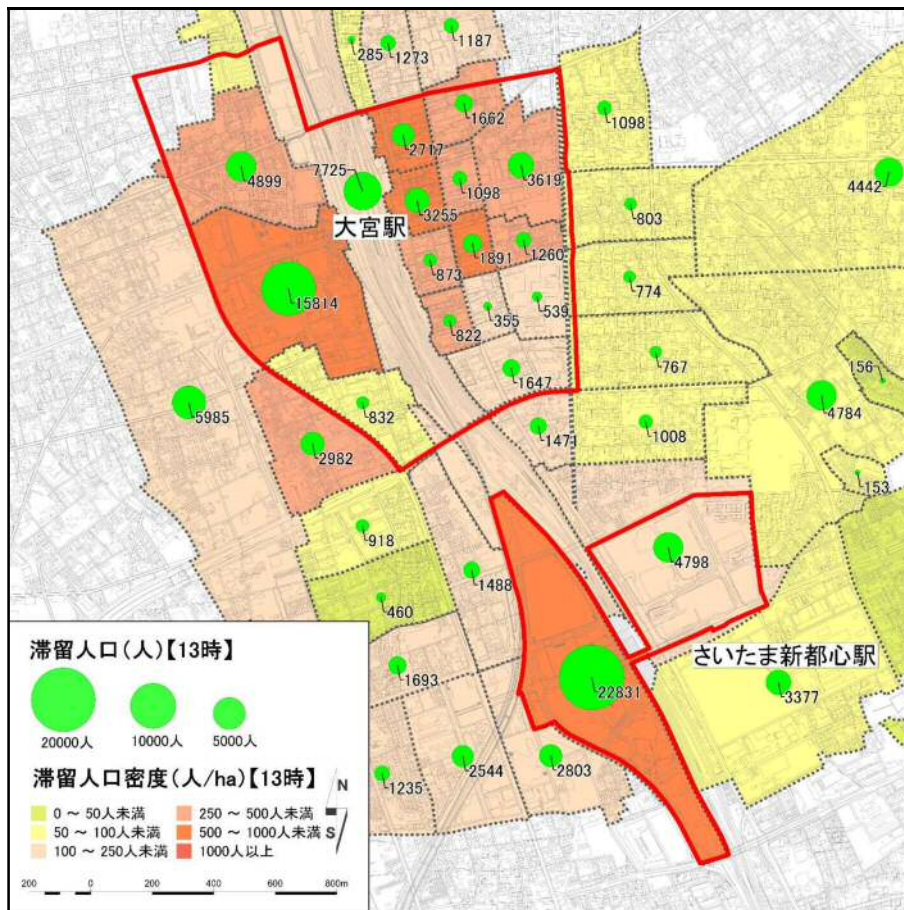
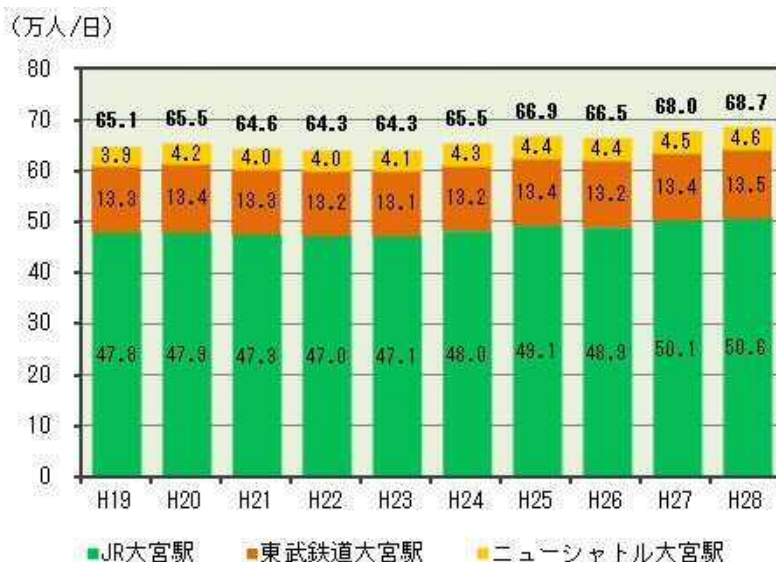


図 2.7 滞留人口（13 時台）の分布

(4) 駅の乗降客数

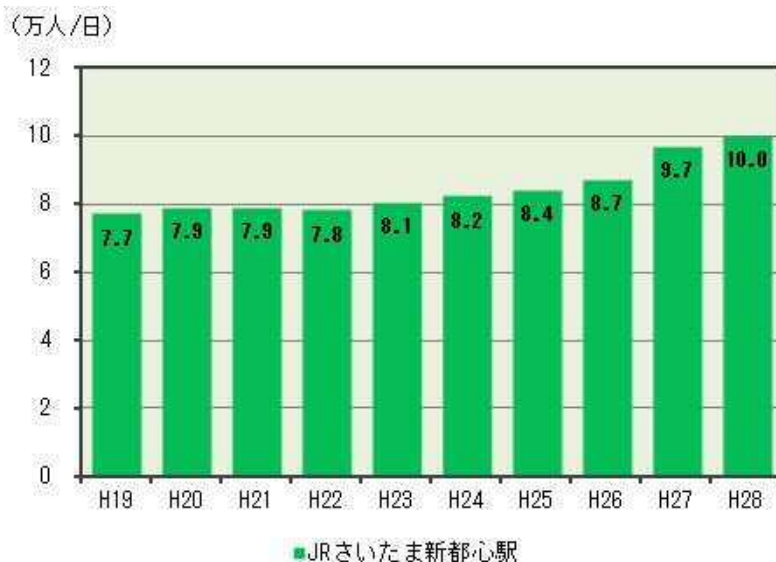
大宮駅及びさいたま新都心駅における、平成19年から平成28年までの乗降客数の推移を以下に示す。

平成19年から平成28年にかけて、大宮駅は1.06倍（65.1万人から68.7万人）、さいたま新都心駅で、1.30倍（7.7万人から10.0万人）に推移している。



出典：さいたま市統計書（平成20年版～平成29年版）
 ※乗車人員（一日平均）を2倍にして算出。

図 2.8 大宮駅の乗降客数の推移



出典：さいたま市統計書（平成20年版～平成29年版）
 ※乗車人員（一日平均）を2倍にして算出。

図 2.9 さいたま新都心駅の乗降客数の推移

(5) 退避施設

一時退避場所については、公園・広場や公開空地等のオープンスペースが該当し、地震災害時における避難スペースとして防災上重要な役割を有しており、市街地における確保は地震に強いまちづくりを進める上で基本的な課題となっていることから、既存オープンスペースの安全性確保とあわせて、今後の確保・整備が必要となっている。

一時滞在施設については、さいたま市により、以下の20施設が指定されている。

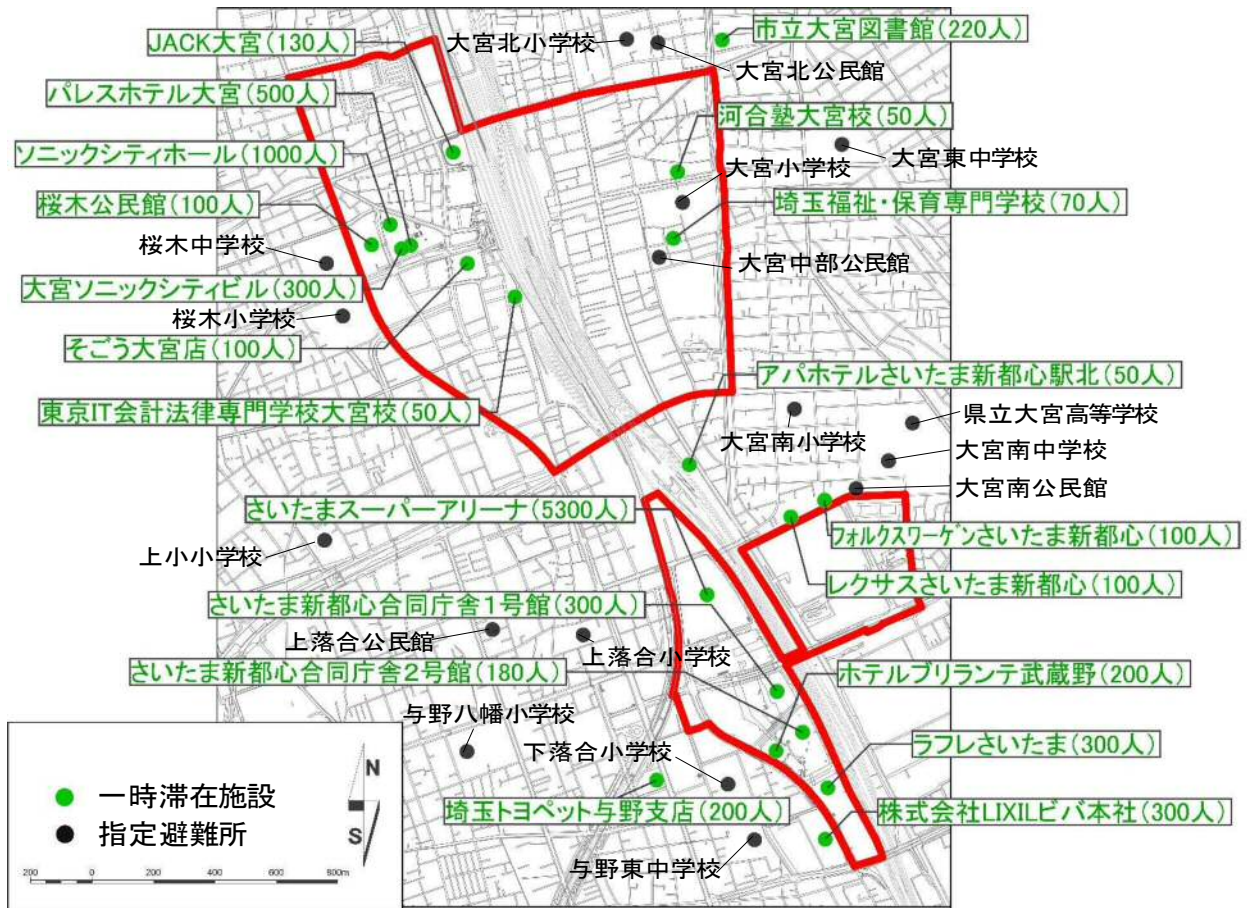
- 大宮駅周辺：10施設（収容人数2,520人）
- さいたま新都心駅周辺：10施設（収容人数7,030人）
- 合計：20施設（収容人数9,550人）

なお、大規模地震時などで交通障害が長期にわたり、一時滞在施設の収容人数が不足する場合は、地域住民と帰宅困難者のそれぞれの避難事情を考慮したうえで、指定避難所にて帰宅困難者を受け入れることとしている。ここで、指定避難所とは、災害対策基本法により指定することが定められている、「災害の危険性があり避難した住民が、一定期間滞在する生活環境を確保する施設」である。さいたま市が指定する対象地域近隣の指定避難所は、図2.10に示すとおりである。

表 2.2 一時滞在施設一覧

地域	施設名	最大収容人数	合計	
大宮駅	JACK 大宮	130	2,180	
	そごう大宮店（大宮スカイビル）	100		
	大宮ソニックシティビル	300		
	ソニックシティホール	1,000		
	パレスホテル大宮	500		
	東京 IT 会計法律専門学校大宮校	50		
	桜木公民館	100		
	東側	市立大宮図書館	220	340
		河合塾大宮校	50	
		埼玉福祉・保育専門学校	70	
計			2,520	
さいたま新都心駅	さいたまスーパーアリーナ	5,300	6,780	
	さいたま新都心合同庁舎1号館	300		
	さいたま新都心合同庁舎2号館	180		
	ラフレさいたま	300		
	ホテルブリランテ武蔵野	200		
	埼玉トヨペット与野支店	200		
	株式会社LIXIL ビバ本社	300		
	東側	アパホテルさいたま新都心駅北	50	250
		レクサスさいたま新都心	100	
		フォルクスワーゲンさいたま新都心	100	
計			7,030	
合計			9,550	

※平成31年1月時点



※市立大宮図書館は大宮区役所との複合施設として、2019年5月に大宮区吉敷町1-124-1に移転予定。

図 2.10 一時滞在施設の分布

(6) 周辺の開発動向

大宮駅周辺地域における新規プロジェクト等、開発動向を以下に示す。

- ①大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業
- ②大宮駅西口第四土地区画整理事業
- ③大宮駅西口第3-B地区第一種市街地再開発事業
- ④大宮駅グランドセントラルステーション化構想

これらの事業の推進により、大宮駅周辺での交通結節性が高まり、駅乗降客数等の増加が見込まれる。

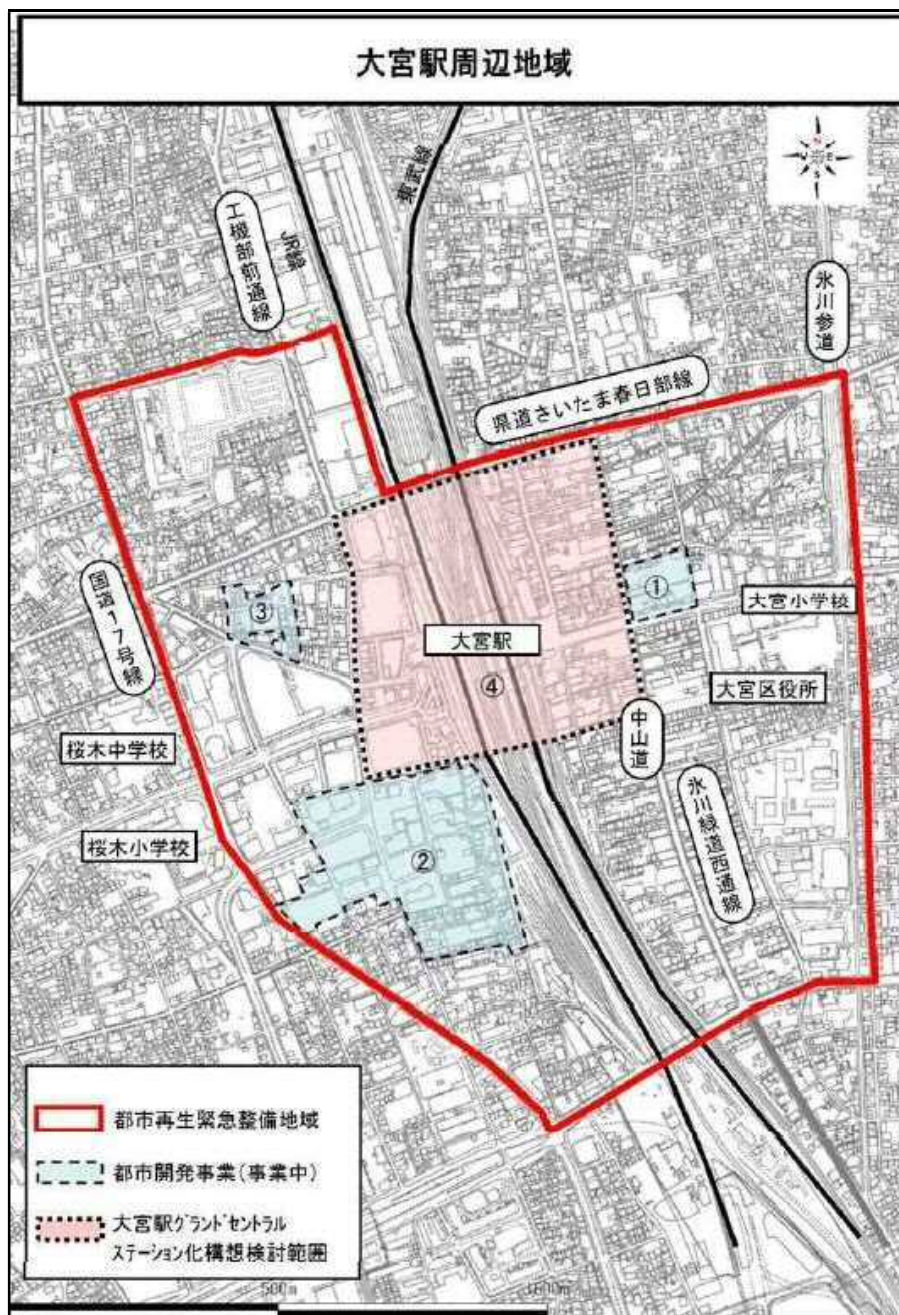


図 2.11 周辺の開発動向

2.2 想定する被害のシナリオ

(1) 想定する災害と被災シナリオ

さいたま市被害想定調査（平成 26 年 3 月）において、さいたま市に最も影響が大きいと考えられる地震は、さいたま市直下地震（M7.3）であり、本計画対象地域を含む大宮区と中央区の被害数量等は下表のとおりとなる。

また、震度及び火災延焼による建物被害の分布図より、以下が想定される。

○震度分布

- ・ 本対象地域：震度 6 強～6 弱

○火災延焼による建物被害分布

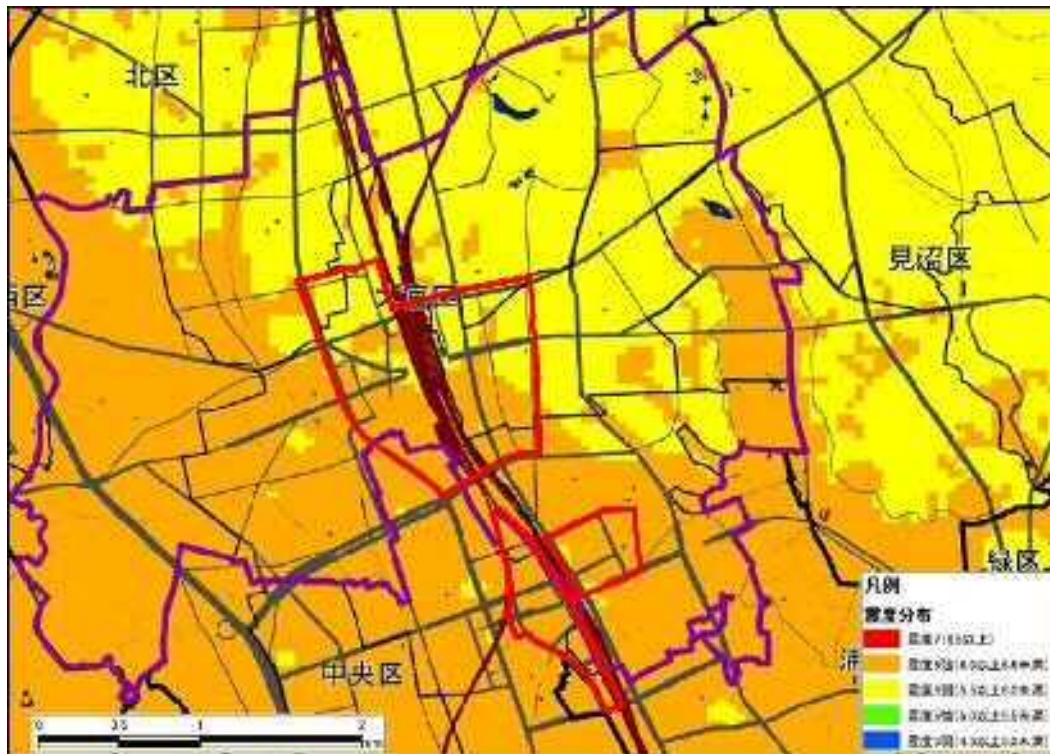
- ・ 本対象地域：火災被害小
- ・ 本対象地域の西側エリア：火災被害大

表 2.3 さいたま市直下地震による被害想定数量（冬 18 時強風時）

項目	大宮区	中央区
最大震度	6 強（6.3）	6 強（6.3）
最小震度	6 弱（5.8）	6 弱（5.9）
人口	1 0 8,4 8 8 人	9 6,0 5 5 人
死者	2 6 5 人	2 1 0 人
負傷者	8 1 1 人	5 9 1 人
避難者	2 4,4 3 3 人	1 6,1 3 1 人
建物総数	2 9,6 9 5 棟	2 0,6 1 9 棟
全壊建物棟数	7,8 3 8 棟	4,7 9 8 棟
（うち焼失棟数）	6,4 3 4 棟	3,3 7 9 棟
半壊建物棟数	4,5 7 4 棟	3,8 7 9 棟

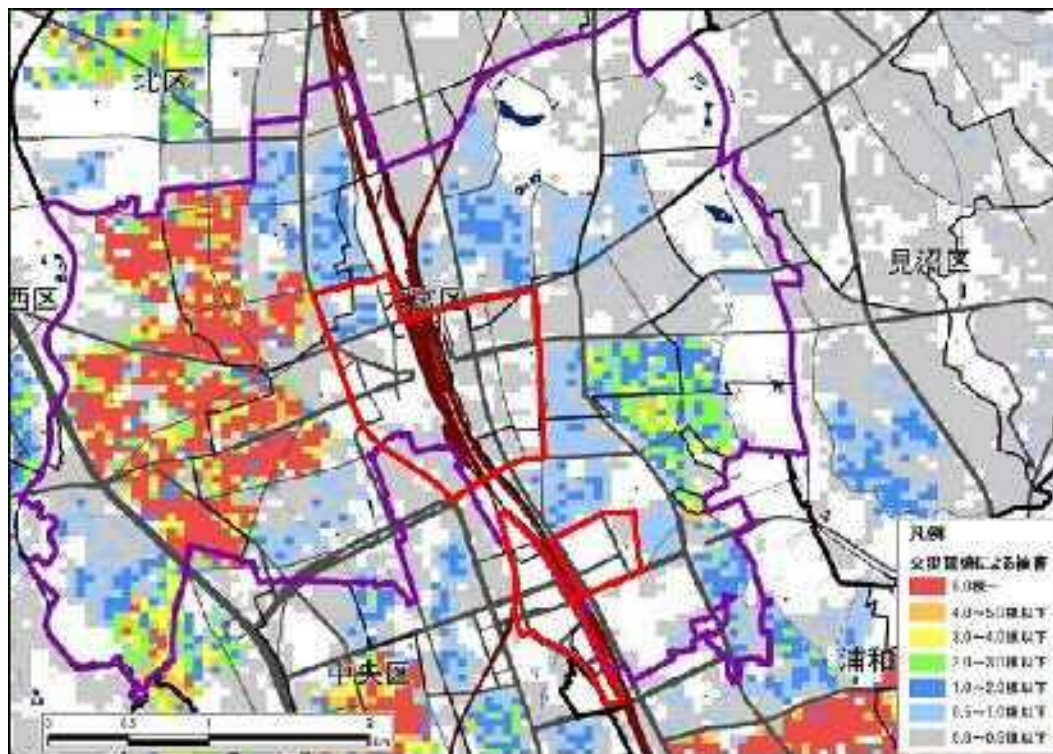
※カッコ内は、計測震度を示す。

出典：さいたま市被害想定調査（平成 26 年 3 月）



出典：さいたま市被害想定調査（平成 26 年 3 月）

図 2.12 震度分布図（さいたま市直下地震の想定）



出典：さいたま市被害想定調査（平成 26 年 3 月）

図 2.13 延焼による建物被害分布図（さいたま市直下地震の想定）

さいたま市被害想定調査（平成26年3月）等を基に、対象地域の被災シナリオを以下のとおり想定する。

表 2.4 さいたま市直下地震による対象地域の被災シナリオ

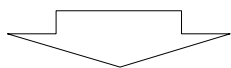
項目	対象地域の被災シナリオ
地震動等 地盤現象	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6強～6弱の非常に強い揺れが発生、余震継続 ・エリア内での液状化被害は少ない
建物等 市街地状況	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅を中心に倒壊等被害が多数発生 ・看板やガラスの落下等多数発生、余震で被害拡大 ・エリア内でも一部火災発生、通電火災に注意を要す ・エリア外大宮周辺西側地域で火災延焼による大規模な被害発生
ライフライン 被害	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は多くが停止するが、1日後にはかなり復旧 ・上水道：断水率は、大宮区で直後が23.2%、1日後は12.9%、中央区で36.8%、1日後は19.3% ・下水道：直後より大宮区4.1%、中央区5.6%の支障率が続く ・電力：直後は多くが停電するが、1日後には停電率12～14%程度、約1週間程度で回復 ・ガス：中圧供給は継続されるが、家庭用を中心とする低圧はほぼ供給停止となり、数日での利用は限定的
滞留者等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域では、7万人弱の滞留者が発生 ・発災初期に滞在先のない滞留者が1.6万人程度発生 ・駅からの退避者を含め、周辺の公園・公開空地等に人が溢れる ・避難誘導もあり、一時滞在施設に移動する者が多いが、落下等被害の影響も含め、歩行スペースが不足し、各所に渋滞が発生

(2) 滞留者数等の推計

都市再生特別措置法の第十九条の十五（P.3 の抜粋部分参照）に示されるとおり、都市再生安全確保計画の対象である「滞在者等」について、以下の考え方により、屋外滞留者を主な対象者として想定する。

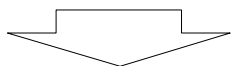
【都市再生安全確保計画 作成の手引き（抜粋）】

都市再生安全確保計画には、ハード・ソフト両面からの幅広い対策が盛り込まれることが想定されるが、当初から全ての対策に取り組むことが困難な場合もあるため、都市再生緊急整備地域の持つ特性、資源、リスク、課題を大局的に把握したうえで、着手可能な対策から順次計画を作成することが重要である。例えば、滞在者等の安全確保に向けた帰宅困難者対策のみに関する計画、あるいは、業務機能・行政機能等の継続についてのエネルギー供給施設のみに関する計画を先行的に作成することも可能である。



<さいたま市における状況>

- 帰宅困難者に関する対策については推進中。
- 滞在先のない滞留者について安全確保を図る取組が必要。



- 本計画において主に対象とする滞在者等：**屋外滞留者**

屋外滞留者：発災初期において滞在先のない滞留者であり、その内訳としては、直ぐに帰宅できる近隣住民、被害状況把握の上で帰宅を始める徒歩帰宅者、徒歩帰宅が難しい遠距離の帰宅困難者となる（図 2.14、図 2.15 参照）。

前述の PT（パーソントリップ）による町丁単位の滞留者データを活用し、対象地域内の着目的別人数を以下で分類して、業務先、買物、その他私事を屋外滞留者とする。

表 2.5 滞在者等の分類

分類	PT の滞在目的	発災初期の対応想定
施設内待機者	勤務先、通学先	当面は事業所内・校舎内に留まる
地域住民	自宅、移動無・移動開始前	自宅待機あるいは避難所へ移動
屋外滞留者	業務先、買物、その他私事	屋外で滞留する

- ・施設内待機者は、帰宅困難者と徒歩帰宅者に分類できるが、帰宅困難者は、発災後 3 日間程度は施設内に留まる方針である。
- ・地域住民は、自宅等を指す。
- ・**屋外滞留者**は、帰宅困難者と徒歩帰宅者に分類でき、発災初期の安全確保が必要となる。

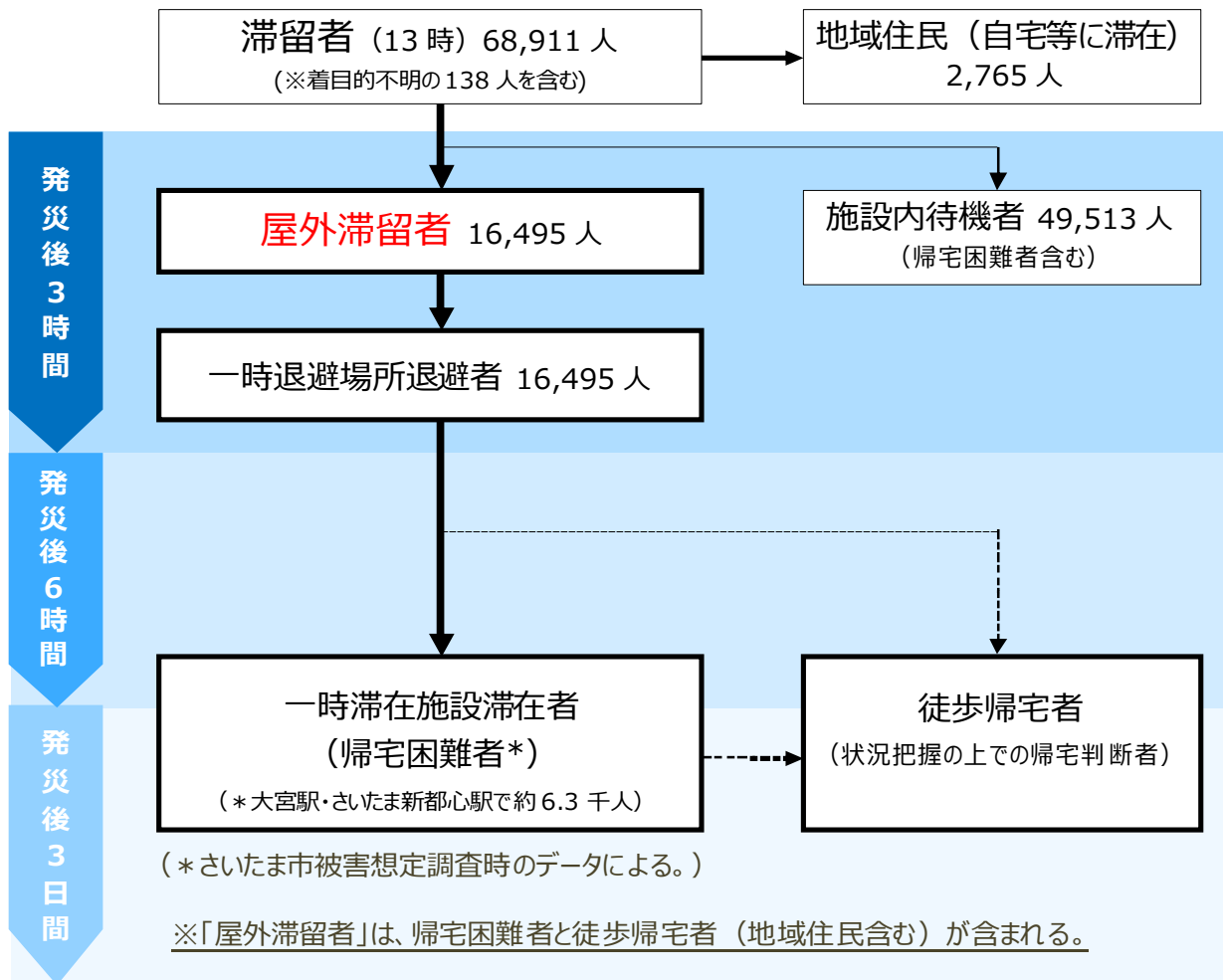


図 2.14 計画対象である滞在者等の内訳と本計画で対象とする屋外滞留者の位置付け

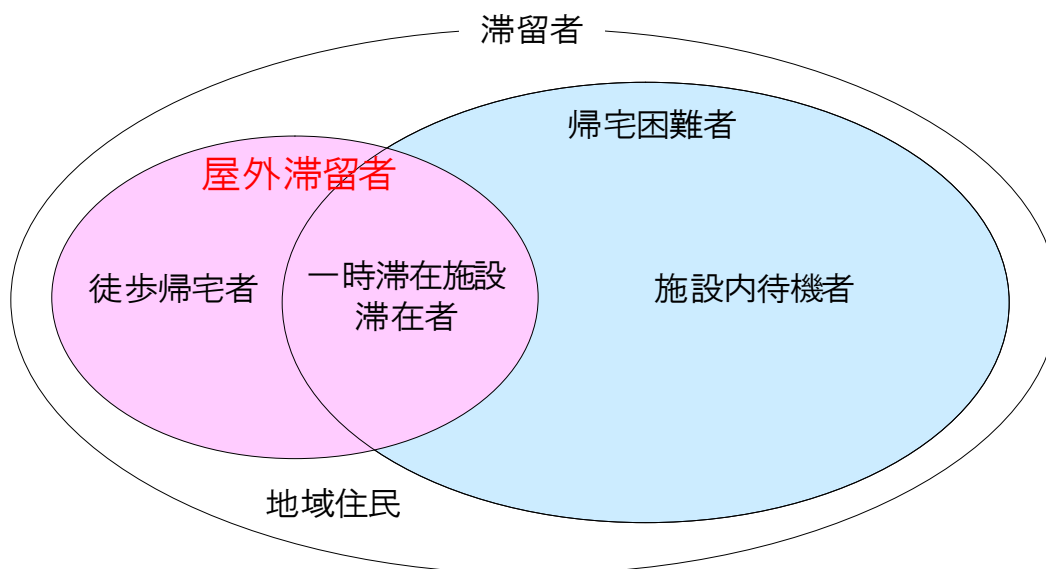


図 2.15 発災後 1 日程度の滞在者等の内訳概念図

表 2.6 対象地域内の着目的別滞留人口（13 時）

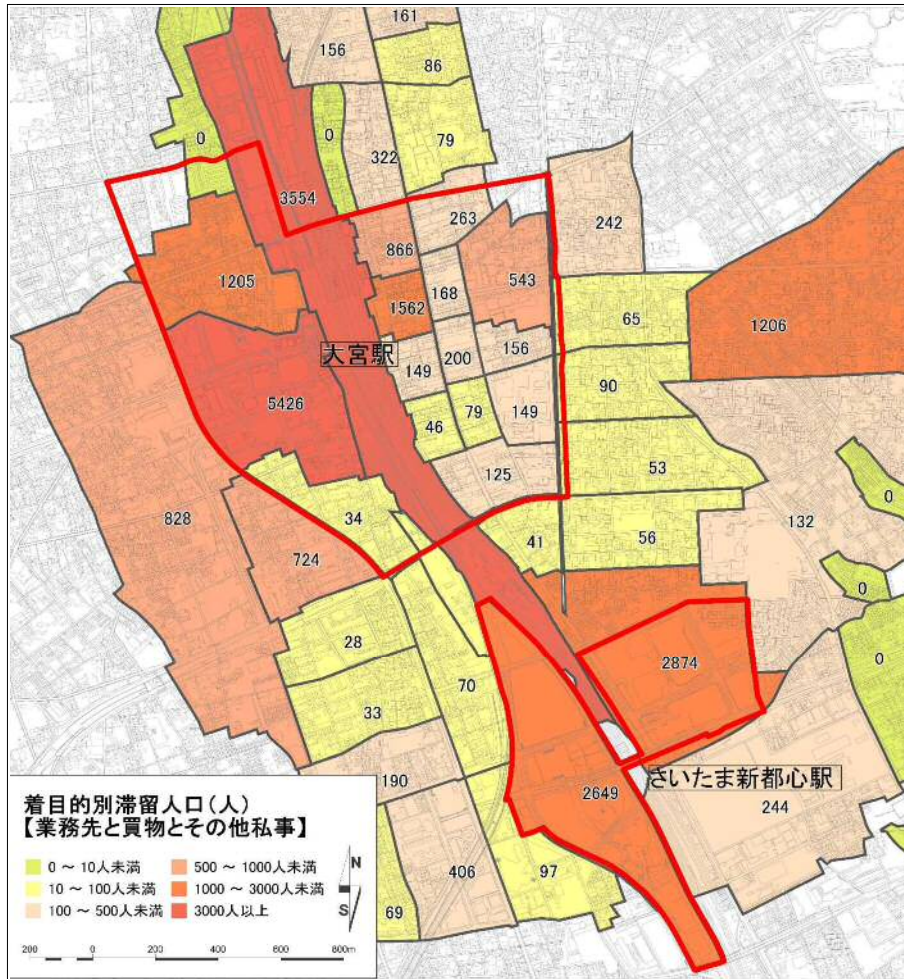
町丁名	施設内待機者			屋外滞留者				住民			不明	総計
	勤務先へ	通学先へ	計	業務先へ	買物へ	その他私事へ	計	自宅へ	移動無・移動開始前	計		
大宮区下町 1 丁目	669	0	669	46	0	0	46	45	62	107	0	822
大宮区下町 2 丁目	146	0	146	79	0	0	79	0	130	130	0	355
大宮区下町 3 丁目	315	46	361	149	0	0	149	0	30	30	0	539
大宮区吉敷町 1 丁目	1,037	196	1,233	125	0	0	125	176	75	251	37	1,647
大宮区宮町 1 丁目	1,799	0	1,799	166	157	542	866	53	0	53	0	2,717
大宮区宮町 2 丁目	1,217	0	1,217	81	37	144	263	45	138	183	0	1,662
大宮区桜木町 1 丁目	9,340	905	10,245	1,163	1,693	2,571	5,426	34	108	142	0	15,814
大宮区桜木町 2 丁目	3,029	101	3,131	366	487	351	1,205	154	369	523	42	4,899
大宮区大門町 1 丁目	1,693	0	1,693	199	1,146	217	1,562	0	0	0	0	3,255
大宮区大門町 2 丁目	866	0	866	0	0	168	168	0	64	64	0	1,098
大宮区大門町 3 丁目	1,834	851	2,685	288	0	255	543	155	206	361	30	3,619
大宮区仲町 1 丁目	650	75	725	79	0	69	149	0	0	0	0	873
大宮区仲町 2 丁目	1,576	114	1,691	92	0	108	200	0	0	0	0	1,891
大宮区仲町 3 丁目	352	617	969	84	0	73	156	106	29	134	0	1,260
中央区上落合 9 丁目	450	0	450	0	0	34	34	72	276	348	0	832
大宮駅周辺 小計	24,972	2,906	27,878	2,918	3,521	4,532	10,971	839	1,484	2,323	109	41,282
中央区新都心	20,133	48	20,182	1,164	131	1,354	2,649	0	0	0	0	22,831
大宮区吉敷町 4 丁目	1,453	0	1,453	189	1,280	1,405	2,874	168	274	442	29	4,798
さいたま新都心駅周辺 小計	21,586	48	21,635	1,353	1,411	2,759	5,523	168	274	442	29	27,629
総計	46,559	2,955	49,513	4,271	4,932	7,291	16,495	1,008	1,758	2,765	138	68,911

出典：第 5 回東京圏パーソントリップ調査（平成 20 年度）

○屋外滞留者の分布

本計画で主に対象とする屋外滞留者の分布は、上記表及び図 2.16 より以下のとおりである。

- ・大宮駅西側が 6.6 千人超と特に多く分布
- ・大宮駅東側は約 4.3 千人で、大宮駅周辺で約 11 千人となる
- ・さいたま新都心駅の東西もそれぞれ 3 千人弱で、合わせて約 5.5 千人



出典：さいたま市被害想定調査（平成 26 年 3 月）

図 2.16 屋外滞留者の分布

○一時滞在施設の収容人数

発災直後に約 1.6 万人発生する屋外滞留者は、時間経過とともに被害状況を把握の上、近隣住民、徒歩帰宅可能な市民等が帰宅し、滞在先のない滞留者が一時滞在施設に避難することとなる。

ここでは、一時滞在施設滞在者数の規模の把握として、対象地域としての算出ではないものの、前項と同様の東京都市圏パーソントリップ調査 (H20) により算出している、さいたま市被害想定調査時のデータによる、駅における「帰宅困難者数」を用いることとし、一時滞在施設の収容人数との関係を以下のとおり整理する。なお、この「帰宅困難者数」は勤務先・通学先以外のその他目的での人数であり、施設内待機者は含まれていない。

これらより、大宮駅周辺地域での不足人数の目安として、約 2,600 人が想定される。

対象地域 (被害想定調査時データ：駅)	帰宅困難者数 (施設内待機者含まず)	一時滞在施設 収容可能人数	収容過不足
大宮駅周辺地域 (大宮駅)	約 5,100 人	約 2,500 人	約 2,600 人不足
さいたま新都心駅周辺地域 (さいたま新都心駅)	約 1,200 人	約 7,000 人※	約 5,800 人※

※さいたまスーパーアリーナでイベントを開催していない場合を仮定

(3) 退避・避難行動の検証

発災後の退避あるいは避難行動における課題把握のため、個々の避難者（エージェント）の行動をシミュレートする、マルチエージェント・シミュレーションソフトを用い、以下の避難シミュレーションによる検証を行った。

①一時滞在施設への避難シミュレーション（大宮駅側からさいたま新都心駅側への避難）

大宮駅側で収容施設が大きく不足する可能性の高い屋外滞留者について、さいたま新都心側への避難をシミュレートすることにより、課題を抽出する。

○避難経路

- ・帰宅困難者対策協議会の訓練でも使用した西口側避難経路及び東口側避難経路（右図参照）。



図 2.17 避難経路モデル

②避難シミュレーション結果による課題と対策

<課題>

- ・避難経路となる歩道部の幅員が狭い区間においては、渋滞が生じやすく、特に曲がり角の前後や速度の遅くなる階段部で大きく停滞するなど、円滑な避難の妨げとなる。
- ・信号部分の渋滞により、全体の避難時間に影響を及ぼす。

<対策>

- ・避難者を複数の避難経路に分散して誘導することで、渋滞の発生を抑えることと合わせ、適切な誘導員の配置等の実施が考えられる。
- ・渋滞等により発生する危険を防止するなど、円滑な避難誘導のための、関係機関と連携した取組が考えられる。

2.3 滞在者等の安全確保の課題

地域の現状や想定される被害状況等を踏まえ、対象地域で想定される課題を以下に示す。

- 多数・多様な滞留者等の発生に備える必要がある
 - a 約 1.6 万人の屋外滞留者の発生が想定されるため、一時退避場所となり得るオープンスペースへの屋外滞留者の集中と混乱を回避する必要がある。
 - b 一時退避場所になりうる場所については、耐震性等の安全確保と併せて、緊急時に円滑な活用が図れるような調整をしておく必要がある。
 - c 大宮駅側における一時滞在施設の収容人数不足を解消する必要がある。
 - d 屋外滞留者のうち徒歩帰宅が困難な者に対する飲料水や食料、毛布等の必要備蓄物資の確保が必要となる。
 - e 外国人を始めとする要配慮者等、多様な滞留者等にも配慮した的確な情報提供が必要となる。
- 防災機能が高いさいたま新都心駅周辺地域と一体とした検討が必要である
 - f 屋外滞留者が多数想定される大宮駅周辺からさいたま新都心駅周辺への円滑な避難誘導を確保する必要がある。
 - g 避難経路上での交通渋滞や道路閉塞等を想定した安全確保を図る必要がある。

第3章 都市再生安全確保計画の目標

3.1 安全確保の目標

地域の現状や想定される被害状況、安全確保の課題等を踏まえ、以下の3つの目標を定める。今後、安全確保の目標に沿って、計画を実現するための事業及び対応策を実施していく。

目標① 滞留者等の安全な退避の確保
○一時退避場所・一時滞在施設の確保
○退避・避難経路の安全確保
○退避・避難誘導の円滑化
目標② 混乱や二次被害の防止
○適切な情報提供・共有
○情報提供設備等の確保
○飲料水等の必要物資の備蓄・供給
○建築物や看板・塀等の耐震対策
目標③ 都市機能の継続性強化
○防災・その他関連施設の耐震対策
○関係機関の連携体制強化
○BCP 作成や訓練の促進

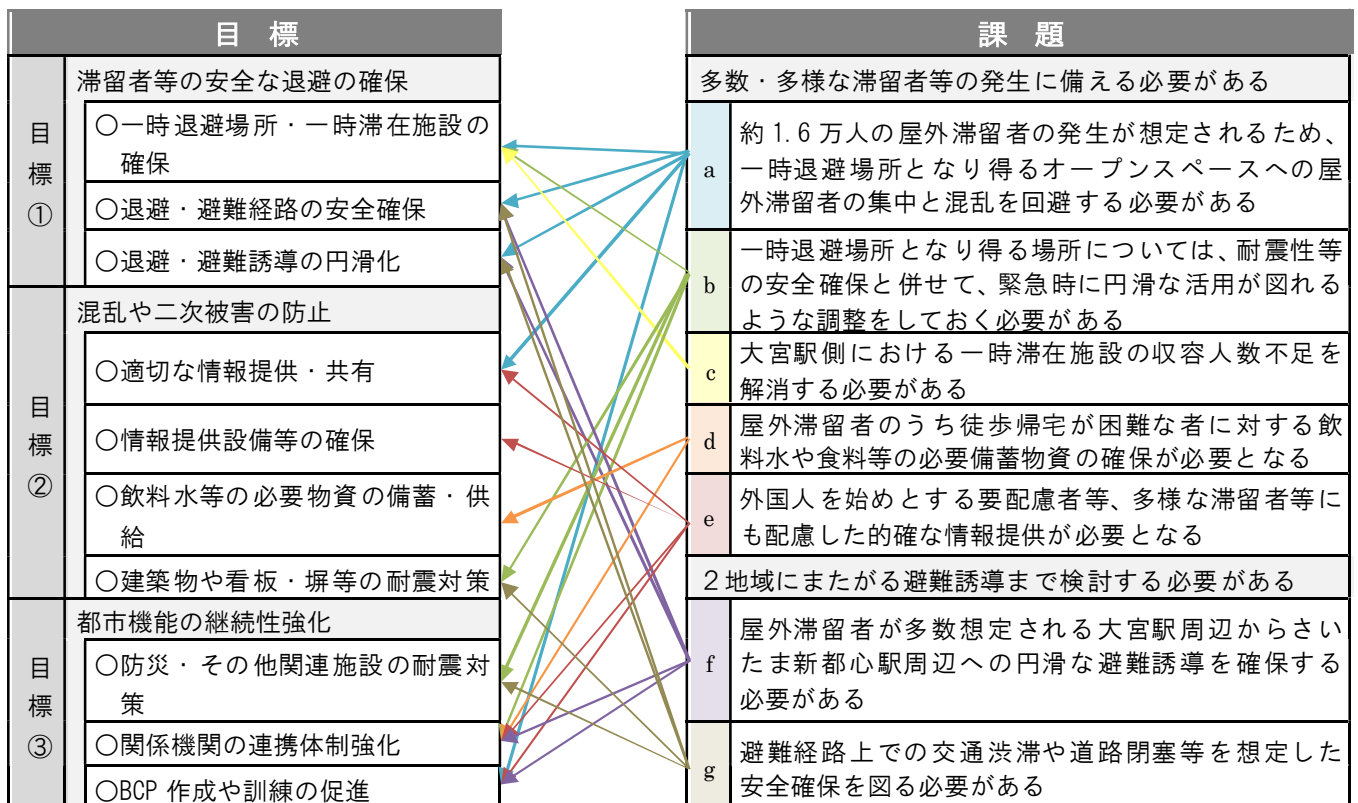


図 3.1 安全確保の課題と目標の関係

3.2 安全確保の基本的な方針

本計画の目標実現に向け、以下の4つの安全確保の基本的な方針を定める。
表には、安全確保の目標と方針の関係を示す。

① 既存施設を活用した安全確保施設の改善・充実 →地域内の既存の安全確保施設が災害時に安全に使用できるよう取組を推進する
② 新規事業と連携した安全確保施設の充実 →様々な新規プロジェクトを契機として安全確保に向けた取組を加速させる
③ 民間事業者による取組と連携した安全確保 →地域内の民間事業者と連携して施設の整備・改善や体制の強化を進める
④ ソフト対策による実効性の向上 →ハード対策による効果を更に高めるためのソフト対策を実施する

表 3.1 安全確保の目標と方針の関係

方針 \ 目標	1 滞留者等の安全な退避の確保	2 混乱や二次被害の防止	3 都市機能の継続性強化
① 既存施設の活用	○一時退避場所の改善 ○一時滞在施設の改善 ○退避・避難経路の改善	○適切な情報提供・共有 ○情報提供設備等の確保 ○必要物資の備蓄 ○建築物・看板等の耐震対策	○関連施設の耐震対策 ○ライフラインの整備
② 新規事業との連携	○一時退避場所の確保 ○一時滞在施設の確保 ○退避・避難経路の整備	○情報提供設備等の整備 ○備蓄倉庫の整備	○新規施設の耐震化 ○ライフラインの整備
③ 民間事業者との連携	○一時退避場所の確保 ○一時滞在施設の整備 ○退避・避難経路の整備 ○退避等誘導の円滑化	○適切な情報提供・共有 ○情報提供設備等の確保 ○必要物資の備蓄 ○建築物・看板等の耐震対策	○関連施設の耐震対策 ○ライフラインの整備 ○関係機関との連携強化 ○防災訓練の推進
④ ソフト対策	○退避経路の確保 ○退避等誘導の円滑化	○適切な情報提供・共有 ○計画的な備蓄の推進	○関係機関との連携強化 ○防災訓練の推進

第4章 都市再生安全確保計画を実現するための事業及び対応策

4.1 都市再生安全確保施設の整備

都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全確保を図ることを目的とした都市再生安全確保計画の実現のため、法第十九条の十五第2項第二号（都市再生安全確保施設の整備）、第三号に係る内容（都市再生安全確保施設の管理）及びそれらのために必要となる事項（第六号）について、対象とする施設ごとに以下に示す。

（1）一時退避場所

- 既存施設の改善
 - i 屋外滞留者の一時退避場所となり得るオープンスペース（公園・広場、公開空地等）について、安全性確保に努める。
- 新規施設の確保
 - ii 新規プロジェクト等と併せた、新たな一時退避場所の確保・整備に努める。

（2）一時滞在施設

- 新規施設追加指定・整備
 - i 大宮駅側での一時滞在施設が大きく不足していること（目安として約 2,600 人の不足）、また、さいたまスーパーアリーナでイベント等開催時には、さいたま新都心駅側でも一時滞在施設の不足が予想されることを踏まえ、新規プロジェクトなどにおいて、新たな一時滞在施設の確保・整備を図る。
 - ii 屋外滞留者の分布や収容施設の不足状況も踏まえ、一時滞在施設の収容人数確保のため、公共施設の指定や新たな民間事業者等との協定締結、既存施設の収容人数拡充等を推進する。

（3）退避経路

- 新規プロジェクトと併せた退避経路の整備
 - i 新規プロジェクトにおいて、退避・避難のための安全な経路の確保に努める。

（4）備蓄倉庫・備蓄物資

- 計画的な備蓄推進
 - i 本計画の主たる対象である屋外滞留者のうち、長時間滞在することになる一時滞在施設滞在者に対する飲料水・食料・保温シート・携帯トイレ等の計画的な備蓄を推進する。

○新規施設整備における備蓄倉庫の確保

ii 地域性を考慮した備蓄倉庫の整備推進や、新規プロジェクトに併せた新たな備蓄倉庫の確保を図る。

○各事業所における備蓄の増強

iii 新たな屋外滞留者発生を抑制するため、各事業所における従業員のための備蓄確保の啓発・取組促進を図る。

(5) 情報通信・情報提供設備

○大型ビジョン・デジタルサイネージ等の活用

i 屋外滞留者に対し、発災後に、被害状況や交通機関の運行情報、一時滞在施設等の各種支援情報を提供するため、大型ビジョンやデジタルサイネージなどの有効活用・整備を推進する。

○事業者の情報収集・情報提供手段の整備

ii 一時滞在施設となる民間施設などの事業者において、災害時の情報収集・提供手段等の事前からの整備を促進する。

iii 行政から事業者等に対して、迅速かつ的確な情報提供を行うため、市のホームページや民間ローカル局との協定による放送など、多重化を図る。

(6) ライフライン・エネルギー等

○ライフライン事業者による耐震対策・多重化の推進

i さいたま市の上下水道管路を含むライフライン施設について、老朽化対策と併せた耐震対策のより一層の推進、及び計画的に多重化を図る取組を更に推進する。

○行政・民間事業者等の非常用発電機の整備

ii 大規模災害時に想定される停電に対し、防災中核拠点となる区役所等における、非常用発電機の整備を推進する。

iii 新規プロジェクト施設における非常用発電機の整備を推進するとともに、日常も稼働し、災害時でも燃料切れの心配のない中圧ガス供給によるコージェネレーションを含むコージェネレーションシステムの導入を推進する。

○無電柱化の推進

iv 災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、「さいたま市無電柱化推進計画」に基づき、電線共同溝等による無電柱化を推進する。

※「新規プロジェクト」は、P.15の「(6)周辺の開発動向」で示した、市街地再開発事業等を指す。

4.2 滞在者等の安全の確保のために必要な事項

滞在者等の安全の確保のため、法第十九条の十五第2項第四号（建築物の耐震改修）、第五号（滞在者等の誘導、情報提供等）、第六号（その他必要な事項）に係る内容について、以下に示す。

（1）建築物等の耐震改修

- 地域内建築物の耐震化の促進と助成事業の推進
 - i 退避・避難経路沿道等の建築物については、発災時の安全確保のため、耐震診断・耐震補強工事等に対する助成制度の周知に努め、耐震化の促進を図る。
 - ii 緊急輸送道路に指定されている避難経路部分については、発災時の通行確保・安全確保のため、助成制度を活用した、沿道建築物の耐震化の促進を図る。
- 避難経路のブロック塀等の改修・生垣化、看板等の落下防止対策
 - iii 避難経路沿いのブロック塀等について、改修や生垣化の促進を図る。
 - iv 退避・避難経路沿いの建築物の定期報告に基づき、看板や外壁等の落下改善指導を推進する。
- 避難経路、一時滞在施設等のバリアフリー化
 - v 耐震対策と併せ、公開空地等の退避・避難経路、一時滞在施設等のバリアフリー化の推進に努める。

（2）退避誘導及び情報提供

- 退避・避難誘導體制の確立
 - i 駅及び周辺施設等の屋外滞留者について、一時退避場所等身の安全が確保できる場所への退避誘導をするため、行政と施設関係事業者等が連携した体制確立を推進する。
 - ii 一時退避場所から一時滞在施設への避難誘導における、関係機関・事業者と行政との連携体制の確立を図る。
 - iii 大宮駅周辺からさいたま新都心側への避難誘導の際に渋滞等により発生する危険を防止するため、行政や警察等との事前からの連携体制構築の推進を図る。
- 退避・避難経路の確保
 - iv 発災後に駅や周辺施設等で大量に発生する滞留者について、混乱を回避し、安全を確保するため、一時退避場所等への退避やその後の一時滞在施設への避難のための退避経路・避難経路の確保に努める。
- 要配慮者等の避難誘導
 - v 要配慮者等を考慮した、対応・誘導方法の検討に努める。
- 一時退避場所・一時滞在施設等における情報提供体制
 - vi 発災初期の混乱を回避するため、一時退避場所や一時滞在施設、退避・避難経路等における適切な情報提供のため、市ホームページやデジタルサイネージ等の活用、掲示

物の利用、一時滞在施設マップの活用など、多様な伝達手段と伝達体制の確保を推進する。

vii 外国人に対する情報提供のため、多言語でのホームページや掲示物、一時滞在施設マップの整備等に努める。

○屋外滞留者以外への情報提供等

viii 事業所等施設内に待機する帰宅困難者については、一斉帰宅抑制のためにも、被害状況や交通機関の運行情報など、適切な情報提供方法の充実を図る。

ix 早期からの徒歩帰宅者に対し、支援ステーションとの連携を含め、適切な情報提供の体制構築を推進する。

(3) 防災訓練等

○各種防災訓練の推進

i 屋外滞留者や帰宅困難者を対象とし、通勤・通学者や買い物客、旅行者等を想定した、実動や通信による帰宅困難者対策に係る訓練の実施を推進する。

ii 行政・防災関係機関・民間事業者が主体となる防災訓練、エリアマネジメント団体が主体となる防災訓練など、積極的な防災訓練の推進・促進に努める。

4.3 都市再生安全確保計画の事業とりまとめ

都市再生安全確保計画の実現のため、法第十九条の十五第2項第二号、第三号、第四号、第五号、第六号に係る内容（事業、対応策）について、事業者等が自ら主体となつて行う事業（自ら）、協働・連携して行う事業（協働）、行政が主体となつて行う事業（行政）の観点による役割分担を一覧として以下に示す。

表 4.1 都市再生安全確保計画事業・対応策一覧

分類	事業対象	事業概要	自ら	協働	行政
1 都市再生安全確保施設の整備	(1) 一時退避場所	i 既存オープンスペースの安全性確保	○		○
		ii 新規プロジェクト等と併せた一時退避場所の確保・整備	○		○
	(2) 一時滞在施設	i 新規プロジェクト等と併せた一時滞在施設の確保・整備	○		○
		ii 一時滞在施設の追加指定・収容人数拡充等の推進			○
	(3) 退避・避難経路	i 新規プロジェクトと併せた退避経路の整備	○		○
	(4) 備蓄倉庫・備蓄物資	i 一時滞在施設滞在者に対する計画的な備蓄推進			○
		ii 新規施設整備における備蓄倉庫の確保	○		○
		iii 各事業所における従業員のための備蓄の増強	○		○
	(5) 情報通信・情報提供手段	i 大型ビジョン・デジタルサイネージ等の有効活用・整備		○	○
		ii 一時滞在施設事業者の情報収集・情報提供手段の整備促進	○		○
		iii 行政から事業者への情報提供手段の多重化			○
	(6) ライフライン・エネルギー等	i ライフライン事業者による耐震対策・多重化の更なる推進	○	○	○
ii 防災中核拠点となる区役所等の非常用発電機の整備				○	
iii 新規プロジェクト施設における非常用発電機の整備及びコージェネレーションシステムの導入促進		○	○		
iv 電線共同溝等による無電柱化の推進			○	○	
2 滞在者等の安全確保のために必要な事項	(1) 建築物等の耐震対策	i 退避・避難経路沿道等の建築物の耐震化の促進	○		○
		ii 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進と助成事業の推進	○		○
		iii 退避経路のブロック塀等の改修・生垣化	○		○
		iv 看板・外壁等の落下防止対策	○		○
		v 避難経路、一時滞在施設等のバリアフリー化	○		○
	(2) 避難誘導及び情報提供	i 一時退避の誘導體制の確立		○	○
		ii 一時滞在施設への避難誘導體制の確立		○	○
		iii 避難誘導のための関係機関連携体制の構築		○	○
		iv 退避・避難経路の確保		○	○
		v 要配慮者等の避難誘導検討		○	○
		vi 一時退避場所・一時滞在施設等における多様な情報提供手段と伝達体制の確保		○	○

分類	事業対象	事業概要	自 ら	協 働	行 政
		vii外国人に対する多言語による情報提供			○
		viii施設内待機の帰宅困難者等への適切な情報提供	○		
		ix 徒歩帰宅者への適切な情報提供		○	○
	(3) 防災訓練等	i 屋外滞留者・帰宅困難者対策に係る訓練の推進		○	○
		ii 各種防災訓練の推進	○	○	○

都市再生安全確保計画における、法第十九条の十五第2項第二号、第三号、第四号、第五号に係る内容（事業）について、対象とする施設ごとに以下に示す。なお、第六号については、防災訓練等の施設を対象とする事項ではないことから含まれていない。

表 4.2 都市再生安全確保施設の事業一覧

施設	事業	実施主体	実施期間 (予定)
(仮称) 市民会館おおみや	・ 新規一時滞在施設の整備 ・ 備蓄の増強	市	～2021
大宮区役所備蓄倉庫	・ 備蓄倉庫の整備 ・ 備蓄の増強 ・ 非常用発電機の整備	市	～2019
さいたま新都心駅前大型映像装置	・ 情報提供設備の整備	市	～2019
桜木中学校耐震性貯水タンク	・ 水道施設の多重化	市	(整備済)
大宮南小学校耐震性貯水タンク	・ 水道施設の多重化	市	(整備済)
下落合小学校耐震性貯水タンク	・ 水道施設の多重化	市	(整備済)



※⑧の市立大宮図書館は大宮区役所との複合施設として2019年5月に移転予定

図 4.1 都市再生安全確保計画図

表 4.3 一時滞在施設

エリア	施設名	エリア	施設名		
大宮駅	西側	さいたま新都心駅	西側		
				①JACK 大宮	⑫さいたまスーパーアリーナ
				②そごう大宮店(大宮スカイビル)	⑬さいたま新都心合同庁舎1号館
				③大宮ソニックシティビル	⑭さいたま新都心合同庁舎2号館
				④ソニックシティホール	⑮ラフレさいたま
				⑤パレスホテル大宮	⑯ホテルブリランテ武蔵野
				⑥東京IT会計法律専門学校大宮校	⑰埼玉トヨペット与野支店
	⑦桜木公民館		⑱株式会社 LIXIL ビバ本社		
	東側		⑧市立大宮図書館	⑲アパホテルさいたま新都心 駅北	
			⑨河合塾大宮校	⑳レクサスさいたま新都心	
			⑩埼玉福祉・保育専門学校	㉑フォルクスワーゲンさいたま新都心	
⑪(仮称)市民会館おおみや					

※丸数字は、計画図との対応を示す。

第5章 計画の推進

5.1 計画の管理・更新

都市再生緊急整備地域における大規模都市開発の進展等、計画に記載されている事業内容の変更や具体化など、計画の改善・更新が必要になった場合には、計画の更新を行い、計画のバージョンアップを図る。また、本計画と関連の高い「さいたま市地域防災計画」や「さいたま市国土強靱化地域計画アクションプラン」、「大宮駅周辺帰宅困難者対策協議会」の取組などとの整合にも留意する。

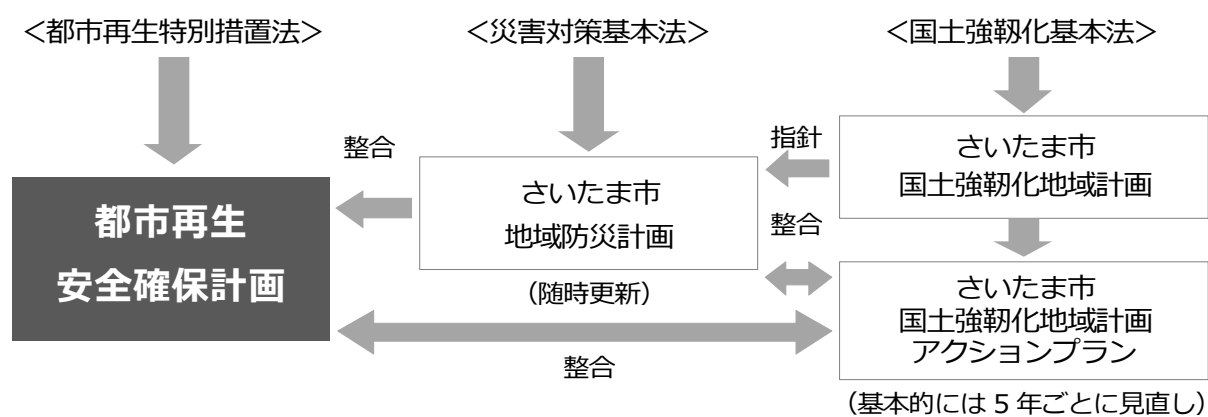


図 5.1 計画の管理・更新

5.2 事業の推進

都市再生安全確保計画の実現に向けた各事業の実施期間について、さいたま市国土強靱化地域計画アクションプランにおける関係する事業計画等を踏まえ、以下の短期・中期・長期及び継続という区分で、現時点での状況を整理し、効果的に取り組むものとする。

今後、都市開発の進展等により具体的に記載できる事業等が生じた際は更新を行い、計画の実行性を高めていくものとする。

短期	1～2年で実施する事業
中期	3～5年で実施する事業
長期	6～10年で実施する事業
継続	既に実施中であり、継続して実施していく事業

表 5.1 対象事業の目標実施期間

実施期間	対象事業
<p>短期 (1～2年)</p>	<p>1(4) i 一時滞在施設滞在者に対する計画的な備蓄推進 (大宮区役所備蓄倉庫の備蓄増強：～2019) ※ (帰宅困難者用備蓄飲料水の確保：～2019) ※</p> <p>1(4) ii 新規施設整備における備蓄倉庫の確保 (大宮区役所備蓄倉庫の整備：～2019) ※</p> <p>1(5) i 大型ビジョン・デジタルサイネージ等の有効活用・整備 (さいたま新都心駅前大型映像装置：～2019) ※</p> <p>1(6) ii 防災中核拠点となる区役所等の非常用発電機の整備 (大宮区役所非常用発電機の整備：～2019) ※</p> <p>2(2) vii 外国人に対する多言語による情報提供 (多言語による一時滞在施設マップの作成：～2019) ※</p> <p>2(3) i 屋外滞留者・帰宅困難者対策に係る訓練の推進(「多言語による一時滞在施設マップ」を活用し、大宮駅周辺帰宅困難者対策協議会による帰宅困難者対策訓練を実施：2019)</p>
<p>中期 (3～5年)</p>	<p>1(2) i 新規プロジェクト等と併せた一時滞在施設の確保・整備 (仮称)市民会館おおみやの整備：～2021) ※</p> <p>1(2) ii 一時滞在施設の追加指定・収容人数拡充等の推進 (収容人数 1,200 人増：～2023) ※ (仮称)市民会館おおみやの整備：～2021) ※</p> <p>1(4) i 一時滞在施設滞在者に対する計画的な備蓄推進 (仮称)市民会館おおみやの整備：～2021) ※</p> <p>2(1) iv 看板・外壁等の落下防止対策</p>
<p>長期 (6～10年)</p>	<p>1(1) ii 新規プロジェクト等と併せた一時退避場所の確保・整備</p> <p>1(2) i 新規プロジェクト等と併せた一時滞在施設の確保・整備</p> <p>1(3) i 新規プロジェクトと併せた退避経路の整備</p> <p>1(5) i 大型ビジョン・デジタルサイネージ等の有効活用・整備</p> <p>1(6) iii 新規プロジェクト施設における非常用発電機の整備及びコージェネレーションシステムの導入促進</p> <p>2(1) iii 避難経路のブロック塀等の改修・生垣化</p>
<p>継続</p>	<p>1(1) i 既存オープンスペースの安全性確保</p> <p>1(2) ii 一時滞在施設の追加指定・収容人数拡充等の推進</p> <p>1(4) i 一時滞在施設滞在者に対する計画的な備蓄推進</p> <p>1(4) ii 新規施設整備における備蓄倉庫の確保</p> <p>1(4) iii 各事業所における従業員のための備蓄の増強</p> <p>1(5) ii 一時滞在施設事業者の情報収集・情報提供手段の整備促進</p> <p>1(5) iii 行政から事業者への情報提供手段の多重化</p> <p>1(6) i ライフライン事業者による耐震対策・多重化の更なる推進</p> <p>1(6) iv 電線共同溝等による無電柱化の推進</p> <p>2(1) i 退避・避難経路沿道等の建築物の耐震化の促進</p> <p>2(1) ii 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修促進と助成事業の推進</p>

実施期間	対象事業
	2(1) v 避難経路、一時滞在施設等のバリアフリー化 2(2) i 一時退避の誘導體制の確立 2(2) ii 一時滞在施設への避難誘導體制の確立 2(2) iii 避難誘導のための関係機関連携体制の構築 2(2) iv 退避・避難経路の確保 2(2) v 要配慮者等の避難誘導検討 2(2) vi 一時退避場所・一時滞在施設等における多様な情報提供手段と伝達体制の確保 2(2) vii 外国人に対する多言語による情報提供 2(2) viii 施設内待機の帰宅困難者等への適切な情報提供 2(2) ix 徒歩帰宅者への適切な情報提供 2(3) i 屋外滞留者・帰宅困難者対策に係る訓練の推進 2(3) ii 各種防災訓練の推進

※事業のうち、一部を個別事業で実施する場合は、() 書きにより当該個別事業を明示。(個別事業以外の部分が他の区分に該当する場合は、重複して記載。)